

那須塩原駅西口駅前広場プレイスメイキング社会実験実施業務 仕様書

1 業務名

那須塩原駅西口駅前広場プレイスメイキング*社会実験実施業務

※この業務におけるプレイスメイキングの定義は、人々がより快適に過ごせるように公共空間をデザインし、活用する活動のことをいう。単に物理的な場所を作るだけでなく、そこでの交流や活動を促し、最終的にコミュニティの形成や地域の活性化に繋げることを目指す。

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月20日まで

3 履行場所

那須塩原市内（詳細な社会実験エリアは別添平面図参照）

4 背景・目的

那須塩原駅西口駅前広場は車両動線が主で歩行者の滞在・回遊が不足している。本業務は同広場において、①滞在快適性・交流促進に資する空間の創出、②商業ビジネスの立地可能性の検証を行い、人の賑わいを創出する社会実験である。

令和7年10月1日から11月30日までの2か月間を社会実験期間と想定している。

今回の社会実験において、①及び②に関連したデータを収集することにより、将来的な駅周辺エリアの継続的な賑わい創出に向けた施策に活用していくことを目的としている。

5 業務内容

(1)企画

市との協議を経て、企画概要及び作業工程を決定する。市の広報媒体（広報誌、ホームページ、SNS等）による実験の周知を行うことを想定しているため、空間イメージに加え、実験コンセプトを提案すること。

(2)滞在・交流空間づくり

滞在快適性及び交流促進に寄与するプレイスメイキングを行う。ベンチ等の什器類を新たに作成する場合には、地場産材の使用に配慮すること。2か月間の実験期間に耐え得る耐久性と、快適に過ごすことのできる機能性及びデザイン性に配慮すること。

なお、駅前広場の一角に設けている電源（詳細は別添平面図参照）を利用することが

できるため、電源の使用を計画する場合には、(1)において市と協議すること。

(3) トライアル利用サウンディング

民間事業者による駅前広場の有効活用を促進するため、使用料を徴収せずに駅前広場を実験期間中に利用する事業者をあらかじめ募り、出店スケジュール等の調整を行う。マルシェテント、キッチンカー、小規模イベント等での利用を想定している。受託者が事務局となり、以下の業務を行う。

- ・ 利用要件の設定（実験目的に適した利用者要件を設定する）
- ・ 利用者の公募（公募に当たって市の広報媒体を使用することは可能）
- ・ 利用者の調整（出店希望者間の出店日時等を調整する）
- ・ 出店・イベントカレンダーの作成（実験周知用のカレンダーを作成する。見やすさやデザイン性に配慮する）
- ・ 利用者実績報告書の作成及び結果の取りまとめ

(4) データ収集及び分析

今回の実験における効果を把握・分析し、今後の那須塩原駅周辺におけるオープンスペースの空間づくりや駅周辺の民有地における商業ビジネスの事業性の検討材料となるデータを得ることを目的としている。事業効果を最大化するための KPI の収集・分析方法について設計し、提案すること。

（KPI の例）滞在者数、平均滞在時間、利用者・来訪者満足度、出店者平均売上

(5) 報告書作成

業務の成果として報告書に取りまとめること。成果物の主な内容については「7 成果物」を参照されたい。

6 提案上限額

8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果物

| 区分 | 提出時期 | 主な内容 |
|-------------|-----------------|---------------------------------|
| (1) 実施計画書 | 契約後、1か月以内 | 実施体制、工程表、配置計画図 |
| (2) 運営マニュアル | 社会実験開始2週間前 | 運営体制・利用スケジュール |
| (3) 中間報告書 | 社会実験期間終了後、1か月以内 | アンケート・売上結果の速報値、課題等 |
| (4) 最終報告書 | 履行期間内 | 中間報告書の精緻データ分析結果、持続的な賑わい形成に向けた提言 |

8 受託者体制要件

- (1) 都市計画・建築・公共空間活用に精通し、同種の業務実績が3件以上であること。
- (2) 協力会社・専門家(イベント運営、木工制作、データ分析等)とのグループ参加、連携も可能とする。

8 支払条件

業務完了後精算払(1回)

9 安全上の配慮

- (1) 什器等の配置については、歩車間の距離が取れる計画とすること。
- (2) 歩行者の妨げにならないような運営とすること。
- (3) 夜間に什器等の存在が認知できず、歩行者が躓くことがないよう安全上の対策を講じること。
- (4) 社会実験中、少なくとも週に一度は什器等を点検し、安全上の問題がないことを確認すること。

10 機密保持及び情報の保護

受注者は、本業務実施中に生じる成果品を、市の許可なくほかに公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

また、受注者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議を行い決定するものとする。